

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 4 8 号	三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 4 項 ・介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 10 の 2 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号） <p>【趣 旨】</p> <p>介護保険法施行規則の一部改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護の指定基準を緩和するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>指定地域密着型サービス事業者の指定基準【第 6 条の 3】</p> <p>指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)</u>とする。</p> <p>【施行期日】</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p>